

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 二 月 二 十 九 日

目 次

監査委員告示

平成二十七年定期監査の結果に関する報告（年間総括）の公表	（監査委員）	一
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	（同）	四
平成二十七年財政的援助団体等監査の結果に関する報告（年間総括）の公表	（同）	九
行政監査の結果に関する報告の公表	（同）	一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十七年六月から同年十一月までに執行した定期監査の結果に関する報告（年間総括）を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年二月二十九日

岐阜県監査委員 野 島 征 夫
 岐阜県監査委員 脇 坂 洋 二
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

第1 平成27年度定期監査の概要

地方自治法第199条第1項 第2項及び第4項の規定に基づき、監査対象機関の全てに対し定期監査を実施した。なお、監査に当たっては、以下の5項目を重点監査項目として設定し監査を実施した。

【重点監査項目】

- ① 生産物及び現金の管理の検証
- ② 修繕の検証
- ③ 県が交付する補助金等の検証
- ④ 物品管理の検証
- ⑤ 情報機器(USBメモリ)の管理の検証

1 監査期間	平成27年6月から同年11月まで
2 監査対象機関	知事部局 186 機関 教育委員会 100 機関 警察本部 57 機関 その他 13 機関
計	356機関

3 監査対象年度 原則として、平成26年度を対象とした。

第2 監査結果

1 定期監査における要望、質疑等 監査対象機関に対し、質疑を行い、当局の見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。主な要望、質疑等は次のとおり。

(1) 県財政について

ア 県財政について、意見を述べ、要望を行った。

- ・人口減少に伴い、税収の減少が予想されるため、税収確保に向けた効果的・効率的な納付方法の検討や滞納分の回収に取組むことにより、徴収率の向上に努めるとともに、長期的な視点に立った対策を講じられたい。
- ・経常的経費の削減・効率化を図るとともに、事業に必要な経費については予算化し、適正な執行に努められたい。
- ・基金が設置された経緯や目的、事業の実施状況を踏まえ、不断の見直しを続けることにより、適切な基金運営に努められたい。

イ 県財政について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・財務書類等の作成に際する統一的な基準に基づく地方公会計整備の進捗状況について
- ・長期的な財政予測に基づいた財政計画の作成について

(2) 人事管理について

ア 人事管理について、意見を述べ、要望を行った。

- ・年齢構成やバランスに配慮した計画的な職員の採用に努めるとともに、適正な人事配置及び人事評価により職員の意欲や能力が発揮できる組織の整備に努められたい。
- ・組織の管理体制の見直しを行い、コンプライアンス意識の醸成・強化に努められたい。
- ・多くの県立学校において教員数の不足を非正規職員で補っている状況であるため、正規職員とのバランスを考慮し、学校運営に支障が生じないよう努められたい。

イ 人事管理について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・職員の勤務管理対策について
- ・時間外勤務の削減について
- ・仕事と家庭の両立支援対策について
- ・他県及び団体への職員派遣の目的や成果について

(3) 事務事業について

ア 県が実施する各種事務事業について、意見を述べ、要望を行った。

- ・「清流の国さかひ」の意味を十分理解し、清流の国さかひの取組を推進されたい。
- ・北陸新幹線の延伸開業や伊勢志摩サンクトの開催を契機とらえ、県内の観光資源の連携を図り、国内外からの誘客を積極的に推進されたい。
- ・社会保障・税番号制度が円滑かつ適正に運用されるよう周知徹底されたい。
- ・個人情報漏えい等による情報セキュリティ事故の影響の大きさは計りしれないものであることから、情報セキュリティ対策に万全を期すとともに、情報セキュリティの重要性について職員が十分認識するよう指導・教育を徹底し、適正な運用管理を図られたい。
- ・選挙権年齢が満18歳以上へ引き下げられたことに伴い、若者の投票率向上につながる啓発活動や県立学校での教育を充実されたい。
- ・平成27年7月に制定された岐阜県HACCP導入施設認定制度について、消費者に対して当該制度及び認定状況を周知するとともに、食品業者に対しては積極的にPRし、制度導入を促進されたい。
- ・農業の担い手の減少や高齢化が進む中、現状と課題を把握し、きめ細やかな支援を充実させることにより、担い手の育成・確保に努められたい。
- ・若者や女性、障がい者に対する雇用環境の整備及び就労支援の充実強化を図られたい。
- ・契約事務において、事業の特性に応じた契約方法を選択するとともに、透明性及び競争性の確保に努められたい。

イ 県が実施する各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・登下校時の交通安全対策について
- ・食品衛生監視指導の実施状況と今後の取組について
- ・南飛騨健康増進センターの今後のあり方について
- ・飛騨エゾパーカンの今後の利用方法について
- ・空き家対策に係る県の対応について
- ・県立学校等における定員割れの原因と対策について
- ・振込込詐欺やスマートフォン、DV等、犯罪被害防止のための取組について
- ・会計事務における内部牽制機能の確保について
- ・各種計画、事業等に係る数値目標の設定、事業効果の検証及び今後の方向性について
- ・庁管事業の効果・成果について

(4) 県が交付する補助金について

ア 県が交付する補助金について、意見を述べ、要望を行った。

- ・県補助事業に対する県民への説明責任を果たすため、ホスカーや看板等により県補助金の執行であることを表示するよう補助事業者を指導されたい。
- ・補助事業者が作成する収支予算書及び収支決算書の収入科目において、県が交付した補助金については「県補助金」と明記し、財源を明確にするよう補助事業者を指導されたい。
- ・各種補助金について、毎年度同じような事業に同じよう交付するのではなく、事業の目的や内容、成果などを十分に把握・精査し、県民に対する説明責任を果たすよう努められたい。
- ・補助事業の完了検査について、現地での検査に代る書面による検査のみとしているものが、現地に伺って検査する等、補助金の使途が制度の趣旨に沿った適正なものであるかを十分に確認し、補助事業者に対する適切な指導に努められたい。

イ 県が交付する補助金について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・各種補助金の効果について
- ・第三セクター鉄道に対する支援の状況と今後の見直しについて

(5) 債権の保全・管理事務について

ア 県が保有する債権の保全・管理事務について、意見を述べ、要望を行った。

- ・県管住宅使用料の債権回収については公平性の観点から回収に努力すべきであるが、長期の滞納案件に対しては、然るべき時期に適切に不納欠損処理をするべきを検討されたい。
- ・児童保護措置費負担金は年々滞納債権が増えることしており、1年以上の滞納債権については子ども家庭課が引き継いで催告を行っているが、子ども相談センターが現在行っている児童福祉司による納付の指導や督促・催告に応じない滞納者もあり、困難な場合もあることから、新たな回収方法や回収体制の整備を検討されたい。

・道路・河川古用料について、適正な債権の管理・回収に努められた。
 ・奨学金の返還が確実に行われるよう、奨学生に対し、返還金が次世代の奨学金の原資となっていることを周知するとともに、滞納した場合には確実に回収できるよう対策を講じられた。

イ 県が保有する債権の保全・管理事務について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。
 ・県税の確実な回収に向けた取組について
 ・債権管理連絡会議を設置したことによる債権回収の成果について
 ・IAMS学生養費の滞納者に対する養費回収に向けた取組について
 ・看護職員修学資金貸付金や介護福祉士等養成施設修学資金貸付金等の回収状況について

(6) 財産の管理・活用状況等について
 ア 県が保有する財産の管理・活用状況等について、意見を述べ、要望を行った。
 ・県庁舎及び県庁舎周辺整備を県政最大の課題の一つとらえ、幅広い意見を踏まえ、事業を推進されたい。
 ・県有施設の老朽化対策として、施設の長寿命化の推進や予防保全に取り組み、トータルコストの削減に努められたい。
 ・不用品の処分を含め、事務手続に遅滞がないよう、物品の適正な管理に努められたい。

イ 県が保有する財産の管理・活用状況等について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。
 ・職員宿舍や交番・駐在所等の修繕について
 ・岐阜産業会館及びびぎふ清流文化プラザの今後のあり方や活用方法について
 ・旧岐阜総合庁舎の活用方法について
 ・県有施設の耐震化の状況について

(7) 外郭団体について
 ア 県が出資出捐する外郭団体について、意見を述べ、要望を行った。
 ・当初の目的及び意義が達成されたと認められる出資出捐団体について、出資金の引き揚げる視野に、県が出資出捐を継続する必要性や支援のあり方について検討されたい。

イ 県が出資出捐する外郭団体について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。
 ・木曾三川木源造成公社、岐阜県森林公社、岐阜県農畜産公社及び岐阜県住宅供給公社の経営改善の進捗状況について
 ・岐阜県建設研究センター及び岐阜県浄水事業公社と県との関わりについて

(8) 公務中における職員の交通事故について
 職員の交通事故について意見を述べ、要望を行った。
 ・公務中の交通事故が非常に多く、県の過失割合が100%という事例も少なくない。各所属においては工夫を凝らした交通事故防止対策に取り組んでいるところではあるが、より一層の徹底を図られたい。
 ・公務中の交通事故により発生した損害賠償金、公用車修理費用等は公金から支出されることを自覚し、より一層、公用車の運転について注意されたい。
 <職員の交通事故に係る平成27年度監査結果>
 県に損害を与えたもので示談が成立したものが53件(うち警察本部18件)が指摘。指導事項の対象となっており、このうち県の過失割合が50%を超えるものが42件、うち100%のものが33件であった。
 これらの事故において、損害賠償金※8,782,511円(うち警察本部6,024,448円)、修繕料※3,716,897円(うち警察本部1,104,844円)が支出されており、うち4件に関しては県手続(評価額及び修繕料相当額計1,886,140円)を作っているほか、死亡事故が1件発生している。職員の交通事故防止について一層の徹底を求めた。
 ※ 損害賠償金は相手方損害金に県過失割合を乗じた額、修繕料は県が修繕に要した額から相手方負担分を除いた額を指す。

2 監査実施機関数及び監査結果件数
 監査を実施した機関のうち、137機関において99件の指導事項、118件の指導事項が認められたので、是正、改善の措置を講じるよう求めた。また、9機関において10件の検討事項が認められたので、必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

知事事務直轄	監査実施機関数		監査結果件数	
	指導・指導・検討事項あり	指導事項	指導事項	検討事項
総務部	2	0	0	0
清流の国推進部	17	6	7	1
健康環境管理部	5	2	2	0
環境衛生生活部	4	1	1	0
健康福祉部	12	6	7	1
商工労働部	42	21	28	11
農政部	29	7	9	3
林業部	8	18	33	16
県土整備部	22	13	23	2
都市建設部	17	7	8	4
県庁事務員部	7	7	9	4
警察委員会	100	53	74	26
警察本部	57	20	22	16
その他	13	0	0	0
合計	356	183	227	99

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対して是正若しくは改善を求める事項

3 指導事項・指導事項の分野別件数と主な監査結果

指導事項・指導事項	指導事項	指導事項	主な監査結果	(単位:件)
予算関係	1	0	予算の計画的・効率的執行がなされていないもの	
収入関係	6	6	収入確保に適切な措置を要するもの 現金の保管・管理が不適正なもの	
支出関係	13	4	支出負担行為の決定(事前決裁)及び支出負担行為の整理が不適正なもの 支払時期が不適正なもの	
契約関係	1	5	契約方法及び手続が不適正なもの(変更契約を含む) 契約の内容及び履行方法が明確でないもの	
財産関係	11	21	財産及び物品の管理事務が不適正なもの 故意又は過失により、県に損害を与えたもの	
その他	64	5	職員の交通事故で県に損害を与えたもの その他の事故で、明らかに過失があり、県に損害を与えたもの	
公営企業	0	0		
その他の事務	3	77	情報管理事務の執行体制が適切でないもの 事務事業が目的に沿って運営されていないもの及びその成果が認められないもの	
合計	99	118		

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上

4 検討事項
 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項を検討事項として、関係課に必要な措置を講じるよう求めた。

検討事項に係る監査結果	検討事項の内容	件数
	適正な債権管理により一層取り組むよう対応を求めたもの	2
	外部記録媒体の管理及び利用を適正に行うよう各課に周知徹底するなど、情報管理の強化を求めたもの	1
	法律等により定められた手続に則って事務を行うよう改善を求めたもの	2
	施設のあり方について検討を求めたもの	2
	財産貸付の根拠について明確にするよう求めたもの	1
	特別支援学校の生産物及び現金の不適正な管理について、同様の事案が発生することがないよう周知徹底を求めたもの	1
	手数料の徴収について検討を求めたもの	1
	合 計	10

岐阜県監査委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十八年一月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年二月二十九日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第1 監査実施団体数

区分	監査実施団体数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項
出資・出捐団体	18	5	2	3	0	1	0
補助金等交付団体	13	7	2	5	0	7	2
指定管理者	9	3	1	2	0	3	1
合計	40	15	5	10	0	11	3

- (注) 監査結果の区分については、次のとおり。
- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

第2 監査結果

監査の結果、13団体において、5件の指摘事項及び10件の指導事項が認められた。また、9所管機関において、3件の指摘事項及び8件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対しては是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (18 団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
公益財団法人岐阜県国際交流センター	平成28年1月19日	公益財団法人岐阜県教育文化財団	平成28年1月19日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	平成28年1月13日	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	平成28年1月14日
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	平成28年1月14日	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	平成28年1月12日
公立大学法人岐阜県立看護大学	平成28年1月19日	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	平成28年1月29日
一般財団法人岐阜産業会館	平成28年1月29日	岐阜県名産販売株式会社	平成28年1月29日
公益財団法人ソフトラブプロジェクト	平成28年1月18日	一般財団法人岐阜県魚苗センター	平成28年1月13日
公益財団法人木曾三川水瀬造成公社	平成28年1月13日	公益財団法人岐阜県建設研究センター	平成28年1月18日
岐阜県土地開発公社	平成28年1月18日	明知鉄道株式会社	平成28年1月12日
公益財団法人岐阜県浄水事業公社	平成28年1月21日	岐阜県住宅供給公社	平成28年1月18日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体

内 容

団体名	区分	内 容
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	指導事項	法人会計規程に基づく内部監査において、平成26年度の内部分別監査計画書が作成されておらず、毎事業年度実施すべき定期監査が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
公立大学法人岐阜県立看護大学	指摘事項	平成26年度学外実習に係る学外実習委託料の支出事務において、次の不適正な事項が認められた。 1 担当職員が事務処理を遅滞したことにより、実習施設17施設に係る学外実習委託料3,637,640円の支払いが138日遅延し、遅延金68,530円が発生していた。また、遅延金は法人が支払っていたが、担当職員の弁償責任の有無について検討されていなかった。 2 1施設に係る学外実習委託料12,000円について、事務手続を継続し、担当職員が自らの所持金で支払っていた。 このような事態が生じたのは、担当職員が個人的に支出管理を行っていたこと、決算書作成時に未払等の確認が十分行われていなかったことなど、組織として確認体制に不備があったことが原因と認められる。 今後は、決算時に未払状況を複数人で確認するなど事務局内の執行管理体制を確立するとともに、職員に対し規程を遵守するよう指導の強化を図るなど、再発防止に努められたい。
公益財団法人岐阜県建設研究センター	指導事項	月次決算において、法人会計規程に基づき合計残高試算表及び予算執行状況表を作成し理事長へ提出すべきところ、これらが行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
公益財団法人岐阜県建設研究センター	指導事項	平成26年度の財務諸表において、保有する第339回利付国債(2年)については、満期保有目的で所有しておらず、決算日の翌日から1年以内に満期の到来するものではないことから、その他固定資産の「投資有価証券」とすべきところ、流動資産の「有価証券」と表示していたため、今後は適正に処理されたい。
明知鉄道株式会社	指摘事項	平成26年度の決算において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 前回(平成22年度)指導したにもかかわらず、総勘定元帳の「貯蔵品」と貯蔵品在庫表の金額が一致していなかった。 2 貸借対照表の「固定資産」と固定資産台帳及び減価償却総括表の金額が一致していなかった。

イ 所管機関

機関名	実施団体名	区分	内 容
公共交通課	明知鉄道株式会社	指導事項	明知鉄道株式会社の平成26年度の決算において、次の不適正な事項が認められたため、今後は経理処理が適正に行われるよう、当該団体に対する指導の徹底を図られたい。 1 前回(平成22年度)指導したにもかかわらず、総勘定元帳の「貯蔵品」と貯蔵品在庫表の金額が一致していなかった。 2 貸借対照表の「固定資産」と固定資産台帳及び減価償却総括表の金額が一致していなかった。

2 補助金等交付団体 (13 団体)		補助金等の名称	実施年月日
実施団体名	補助金等の名称	実施年月日	
ぎふスपोर्टス実行委員会	ぎふスपोर्टス実行委員会負担金	平成 28 年 1 月 29 日	
一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツカーテン	岐阜県スポーツ推進補助金(トッパアスリート拠点クラブ活動費補助(事業))	平成 28 年 1 月 29 日	
学校法人平野学園	岐阜県私立学校教育振興補助金 岐阜県私立高等学校等就学支援補助金 岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金	平成 28 年 1 月 29 日	
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金		
学校法人後藤学園	岐阜県結核予防費補助金	平成 28 年 1 月 29 日	
医療法人白水会	岐阜県私立学校教育振興補助金	平成 28 年 1 月 29 日	
医療法人聖徳会	岐阜県医療施設耐震化整備費補助金	平成 28 年 1 月 29 日	
社会福祉法人はしま	遠隔診療利用型在宅医療モデル事業補助金 岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費補助金	平成 28 年 1 月 29 日	
	岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金		
	岐阜県結核予防費補助金		
一般財団法人岐阜県老人クラブ連合会	岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(老人クラブ生きがいづくり事業費補助金)	平成 28 年 1 月 29 日	
	岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(高齢者相互支援推進・啓発事業費補助金)		
	岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(老人クラブ轄スポーツ大会補助金)		
一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会	岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)	平成 28 年 1 月 29 日	
	岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(障がい者スポーツ振興事業費補助金)		
	岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(バスラリンピック等出場選手育成・支援費補助金)		

社会福祉法人養老町社会福祉協議会	岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助金	平成 28 年 1 月 29 日
株式会社アルナイアー	岐阜県農業振興事業補助金(元気な農業産地構造改革支援事業費補助金)	平成 28 年 1 月 29 日
揖斐郡森林組合	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備加速化・林業再生基金事業:木材加工流通施設等整備加速化事業)	平成 28 年 1 月 29 日
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備事業:森林環境保全直接支援事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備事業:森林作業道)	
	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(環境保全森林整備事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備加速化・林業再生基金事業:路網整備加速化事業)	
	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(環境保全森林的整備事業)	
	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(里山林整備事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林管理緊急整備事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(地域森づくり木材生産支援事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林組合広域合併等促進対策事業費補助金:森林組合経営体制支援事業)	

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

団体名	区分	内容
ぎふスपोर्टス実行委員会	指導事項	ぎふスपोर्टス実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局を置く公益財団法人岐阜県体育協会(以下「協会」という。)が購入した消耗品の一部を実行委員会が使用していたが、その際、使用数量を記録しておらず、両者の費用負担が区分されなかった。このため、使用数量の根拠が明確でないまま、協会の請求に基づいて実行委員会が費用を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。
一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツカーテン	指導事項	岐阜県スポーツ推進補助金(トッパアスリート拠点クラブ活動費補助事業)において、補助対象経費となる一部の人件費及び一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツカーテン(以下「スポーツカーテン」という。)の組織の一部である朝日大学(以下「大学」

学校法人平野学園	指導事項	岐阜県私立学校教育振興費補助金(キートンスカーデーン幼稚園)において、人件費、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。
学校法人後藤学園	指導事項	岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金(大垣文化総合専門学校)において、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。
医療法人白水会	指導事項	岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、耐震補強工事(以下「工事」という。)の実施に対して県から交付された補助金13,336,000円について、次の事実が認められた。 平成26年3月に提出された交付申請書には平成8年に実施した耐震診断結果報告書が添付されており、この報告書によれば、申請の対象とされた建物が国の耐震基準を満たしていないことから、補助要件に合致するものとして補助金が交付されていた。しかし、実際の工事は、交付申請時とは異なる平成25年に実施した別の耐震診断等結果報告書に基づいて実施されており、この報告書によれば、申請の対象とされた建物は既に耐震基準を満たすものとなっていた。 よって、当該工事は補助要件に合致せず、交付された補助金は適当とは認められないため、医療整備課の指導に基づき速やかに対応されたい。
株式会社アルテイ	指導事項	岐阜県森林・林業対策事業補助金において、平成22年度に取得した羽柄高速自動加工機(取得価格41,475,000円、うち補助金19,750,000円)について、平成30年11月17日まで処分制限期間があるにもかかわらず、知事の承認を受けることなく平成25年7月1日に売却していたので、速やかに措置されたい。

競技スポーツ課	一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツセンター	指導事項	一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)に対する岐阜県スポーツ推進補助金(トッパアスリート拠点クラブ活動費補助事業)において、補助対象経費となる一部の人員費及びスポーツセンターの組織の一部である朝日大学(以下「大学」という。)体育会7部の活動費について、本来、補助事業者であるスポーツセンターが個々の支出をすべきところ、大学に分担金として一括支出し、大学が個々の支出を行っていた。当該補助金の実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
私学振興・青少年課	学校法人平野学園	指導事項	学校法人平野学園に対する岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金(大垣文化総合専門学校)において、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
医療整備課	医療法人白水会	指導事項	医療法人白水会に対する岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、補助金の交付の対象とならない事業に対し補助金13,336,000円が交付されていたので、速やかに原因を調査の上、必要な措置を講じるとともに、今後は適正に処理されたい。
県産材流通課	株式会社アルテイ	指導事項	株式会社アルテイに対する岐阜県森林・林業対策事業補助金において、平成22年度に取得した羽柄高速自動加工機(取得価格41,475,000円、うち補助金19,750,000円)について、平成30年11月17日まで処分制限期間があるにもかかわらず、知事の承認を受けることなく平成25年7月1日に売却されていたので、速やかに措置するとともに、当該団体に対する指導の徹底を図られたい。

3 指定管理者(9団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
恵那市	岐阜県グリーンスタルベーク恵那ステート場	平成28年1月29日
各務原市	岐阜県グリーンスタジアム	平成28年1月21日

社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立飛騨寿楽苑	平成 28 年 1 月 13 日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立ひまわりの丘第三学園	平成 28 年 1 月 13 日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立はなの木苑	平成 28 年 1 月 13 日
一般財団法人岐阜産業会館	岐阜産業会館	平成 28 年 1 月 29 日
株式会社技研サービス	各務原公園	平成 28 年 1 月 14 日
株式会社オアシスパーク	世界淡水魚園 (世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)	平成 28 年 1 月 21 日
トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ	岐阜県先端科学技術体験センター	平成 28 年 1 月 29 日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体	機関名	区分	内 容
社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (施設名称) 岐阜県福祉事業団 (岐阜県立飛騨寿楽苑)	高齢福祉課	指導事項	岐阜県立飛騨寿楽苑の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県立飛騨寿楽苑管理運営協定書(平成 23 年 3 月 1 日締結)に定められた管理物件のうち、管理物品については、927 件となっている。 しかし、その一部は当該基本協定締結後に廃棄されており、基本協定書の記載と実際の管理物品(平成 27 年 10 月 27 日現在、806 件)が異なる状態になっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
株式会社オアシスパーク (世界淡水魚園 (世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。))	都市公園課	指導事項	世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)の管理運営業務において、自主事業として実施した仮設アトラクションで利用者が負傷する事故が発生し、賠償金 137,000 円が支払われていたため、適正な施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ (岐阜県先端科学技術体験センター)	社会教育文化課	指導事項	岐阜県先端科学技術体験センターの管理運営業務において、県から貸与された貨物自動車 1 台について、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が満了しているにもかかわらず、更新の手続きを行うことなく運行の用に供していたため、今後は適正に対応されたい。

イ 所管機関	実施団体名 (施設名称)	区分	内 容
機関名	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立飛騨)	指導事項	岐阜県立飛騨寿楽苑の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県立飛騨寿楽苑管理運営協定書(平成 23 年 3 月 1 日締結)に定め

寿楽苑)	指導事項	られた管理物件のうち、管理物品については、927 件となっている。 しかし、その一部は当該基本協定締結後に廃棄されており、基本協定書の記載と実際の管理物品(平成 27 年 10 月 27 日現在、806 件)が異なる状態になっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
都市公園課	指導事項	世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)の管理運営業務において、指定管理者が自主事業として実施した仮設アトラクションで利用者が負傷する事故が発生し、賠償金 137,000 円が支払われていたため、適正な施設管理について当該指定管理者への一層の指導を図り、事故防止に努められたい。
社会教育文化課	指導事項	岐阜県先端科学技術体験センターの管理運営業務において、県が指定管理者に貸与した貨物自動車 1 台について、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が満了しているにもかかわらず、指定管理者が更新の手続きを行わずまま運行の用に供していたため、今後は適正に対応するよう当該指定管理者に対する指導の徹底を図られたい。

岐阜県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十七年十一月から平成二十八年一月までに執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告（年間総括）を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年二月二十九日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第 1 平成27年度財政的援助団体等監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、①県が資本金等を4分の1以上を出資等している団体（出資・出捐団体）の22団体、②補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）の20団体、③公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）の11団体の合計53団体に對し監査を実施した。
なお、監査に当たっては、以下の6項目を重点監査項目として設定し監査を実施した。

【重点監査項目】

- 出資・出捐団体
 - ①決算事務における正確性の検証
 - ②物品の管理状況等の検証
- 補助金等交付団体
 - ③適正な申請・報告事務の検証
 - ④補助金で整備した施設、物品等の使用状況の検証
- 指定管理者
 - ⑤協定事項の遵守状況の検証
 - ⑥県からの貸付物品の管理状況の検証

- 1 監査期間
平成27年11月から平成28年1月まで
- 2 監査実施団体数
出資・出捐団体 22団体
補助金等交付団体 20団体
指定管理者 11団体
計 53団体
- 3 監査対象年度
原則として、平成26年度を対象とした。

第 2 監査結果

- 1 財政的援助団体等監査における要望、質疑等
監査対象団体等に対し、質疑を行い見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。主な要望、質疑等は次のとおり。

(1) 出資・出捐団体

- ア 団体及び団体を所管する機関に対して、意見を述べ、要望を行った。
 - ・（公大）岐阜県立看護大学について、県内の看護人材育成のため優秀な人材の輩出に努めるとともに、県内医療機関等への就職率の向上のための方策を立てられたい。
 - ・（一財）飛騨地域産業振興センターについて、新たな収益事業や既存事業の見直し・検討などを行い、少なくとも経常収支が赤字にならないよう健全な経営に努められたい。
 - ・ 明知鉄道(株)の運営について、安全対策に十分な経費を確保されたい。また、ユニア開運を見据え、積極かつ効果的な事業展開の方法を検討するとともに、地域住民等と協力し、前おこしや教育の場として活用し、地域から求められる鉄道とされたい。
 - ・ 明知鉄道(株)において、前回監査結果の改善事務等で不備が認められたので、適正に処理されたい。また、所管機関から適正に指導されたい。

イ 団体に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

- ・（公大）岐阜県立看護大学における支払遅延事業の対応状況、発生原因分析及び再発防止策について
- ・（一財）飛騨地域産業振興センターにおいて、前回監査結果と同様の不備が確認された原因について
- ・ 経営状況及び経営改善のための取組について
- ・ 事業実施のための財源及び財源確保の見込みについて
- ・ 職員体制及び人材の確保・育成のための取組について
- ・ 医師及び看護師の確保について

(2) 補助金等交付団体

ア 団体に対して、意見を述べ、要望を行った。
・美濃加茂市に対する清洲の国さる森林・環境基金事業補助金(里山林整備事業)について、整備した里山林が再び荒廃しないよう地域住民等各種団体と協力し、継続的な計画を策定し、その実現に努められたこと。

イ 団体及び団体に補助金等を交付する所管機関に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

- ・(株)アルテアが補助事業で取得した機器を処分期間内に売却していた事案の発生原因分析及び再発防止策等について
- ・補助事業の事業効果について
- ・補助事業で整備した施設・機器の利用状況について
- ・補助金が補助目的に沿って適正に使用されているかの把握・確認方法について

(3) 指定管理者

ア 指定管理者に対して、意見を述べ、要望を行った。

・岐阜県グリーンスタジアムの指定管理者(各務原市)は、近隣の観光施設とも連携して効果的な情報発信に努められたこと。

・世界級水産園の指定管理者(株)オアシス・パークは、より多くの来園者確保の取組として、SNS(ソーシャル・ネットワーク・キングドーム)を活用した情報発信により丁寧な対応をされ効果を上げていることから、より一層の発展強化に努められたこと。

・岐阜県先端科学技術体験センターの指定管理者(一)クルマデア・中電興業サイエンスワールド運営グループ)は、県内の観光資源「スノーパーク」を研究拠点とした東京大学の梶田氏がノーベル物理学賞を受賞され、県の科学振興の取組が上昇しているが、科学技術を普及する施設として、今後も機運の継続や県の科学技術力向上のため積極的な取組に努められたこと。

イ 指定管理者に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

- ・施設の利用者増加及び稼働率向上のための取組について
- ・利用者の安全管理について
- ・施設の維持管理及び経費削減について

2 監査実施団体数及び監査結果件数

監査を実施した団体のうち、17団体において6件の指摘事項及び14件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講じるよう求めた。また、11所管機関において3件の指摘事項及び11件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

(単位：団体、件)

区 分	監査実施団体数		団体監査結果件数				所管機関監査結果件数				
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項			
① 出資・出捐団体	22	3	4	8	3	5	0	2	0	2	0
② 補助金等交付団体	20	2	5	8	2	6	0	8	2	6	0
③ 指定管理者	11	1	3	4	1	3	0	4	1	3	0
合 計	53	6	12	20	6	14	0	14	3	11	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
・指導事項 是正又は改善を求める事項
・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

3 団体を所管する部署別団体数 (件数)

(単位：団体、件)

知 事 直 轄	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合 計	
	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり	指摘あり	指導あり
総務部	-	-	-	-	-	-	-	-
経済企画部	-	-	-	-	-	-	-	-
健康福祉部	1(1)	3(4)	0(0)	3(4)	0(0)	1(1)	0(0)	4(5)
労働部	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)
環境部	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	-	-	0(0)	0(0)
土木部	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	-	-	0(0)	0(0)
建設部	1(1)	0(0)	-	-	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)
都市部	-	-	-	-	-	-	-	-
教育委員会	-	-	-	-	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
警察本部	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	3(3)	4(5)	2(2)	5(6)	1(1)	3(3)	6(6)	12(14)

(注) 1 括弧内の数字は監査結果件数を示す。
2 「-」は、監査を実施した団体がいないもの。

4 監査結果の分野別件数

(単位：件)

収入関係	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合 計	
	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項	指摘事項	指導事項
収入関係	0	0	0	0	0	0	0	0
支出関係	1	0	0	0	0	0	1	0
契約関係	1	1	0	0	0	0	1	1
財産関係	0	1	0	0	0	0	0	1
決算関係	1	2	0	0	0	0	1	2
その他	0	1	1	2	1	1	3	3
合 計	3	5	2	6	1	3	6	14

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上

5 主な監査結果

- 出資・出捐団体
 - 内部監査や月次決算の未実施など、団体の規定を遵守していない団体があった。
 - 組織としての確認体制の不備により、支払遅延が発生し、遅延金が支払われていた。
- 補助金等交付団体
 - 耐震基準を満たしながら、岐阜県医療施設耐震化整備費補助金を受給している団体があった。
 - 処分制限期間内であるにもかかわらず、岐阜県森林・林業対策事業補助金で取得した機械を知事の承認を得ず売却している団体があった。
 - 岐阜県私立学校教育振興費補助金について3団体を監査したところ、すべての団体において、経費の計上誤りによる補助対象経費の過大が認められた。
- 指定管理者
 - 管理運営協定書に定められた管理物品と実際の管理物品が異なる団体があった。
 - 県が貸与した貨物自動車や自動車を自動車の運転免許証及び自動車の損害賠償責任保険の有効期限が満了しているにもかかわらず、更新手続を行わないまま運行の用に供していた。

岐阜県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定により平成二十八年一月二十九日に執行した行政監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年二月二十九日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

平成27年度
行政監査結果報告書

「県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の
検査等の実施状況について」

平成28年2月
岐阜県監査委員

平成27年度 行政監査結果報告書
「県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について」 目次

第1 監査のテーマ及び選定理由 1

1 監査のテーマ 1

2 選定理由 1

第2 監査の概要 1

1 監査の対象検査等及び対象機関 1

2 監査の対象年度 2

3 監査の着眼点 2

4 監査の実施期間 2

5 監査の実施方法 2

第3 監査の結果 2

1 監査結果の概要 2

2 対象検査等ごとの監査結果 3

(1) 児童福祉施設の指導監査 3

(2) 認可外保育施設の立入調査 4

(3) 老人ホームの指導監査(調査) 5

(4) 障害福祉施設の指導監査 6

(5) 指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査 7

(6) 旅館業施設の立入検査 10

(7) 食品営業施設の監視指導 11

(8) ミトレーサペリテイ法に基づく立入検査 12

(9) 家畜伝染病予防法に基づく立入検査 13

(10) 岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査 14

3 総括意見 15

第1 監査のテーマ及び選定理由

- 1 テーマ名
県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について
- 2 選定理由
県では、法令等に基づき、多岐にわたる分野において事業者等に対する検査、調査、監査等(以下「検査等」という。)を実施しているが、このうち、県民生活の安全・安心に密接に関わる分野については、その適切な実施が特に重要である。
このため、これらの検査等の実施状況を検証することにより、適正かつ効果的・効率的な検査等の執行に資することを目的に監査を実施することとした。

第2 監査の概要

- 1 監査の対象検査等及び対象機関
社会福祉、生活衛生などの分野における検査等の中から、以下の10の検査等を選定し、それぞれの検査等の所管課8課を監査対象機関とした。

検査等	根拠法令等	所管課
1 児童福祉施設の指導監査	児童福祉法第46条	子育て支援課 子ども家庭課
2 認可外保育施設の立入調査	児童福祉法第59条	子育て支援課
3 老人ホームの指導監査(調査)	老人福祉法第18条、第29条、 社会福祉法第70条	高齢福祉課
4 障害福祉施設の指導監査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第85条、児童福祉法第46条	障害福祉課
5 指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条、第48条、第66条、第81条、児童福祉法第21条の5の21、第24条の15	保健医療課 障害福祉課 子ども家庭課
6 旅館業施設の立入検査	旅館業法第7条	生活衛生課
7 食品営業施設の監視指導	食品衛生法第28条、第30条、 岐阜県食品衛生条例第11条	生活衛生課
8 ミトレーサペリテイ法に基づく立入検査	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条、同法施行令第7条	生活衛生課
9 家畜伝染病予防法に基づく立入検査	家畜伝染病予防法第51条	畜産課
10 岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査	岐阜県青少年健全育成条例第45条	私学振興・青少年課

2 監査の対象年度
原則として、平成 26 年度の実施状況を対象とし、必要に応じて平成 25 年度以前又は平成 27 年度の実施状況についても対象とした。

3 監査の着眼点
①検査等の実施状況（実施頻度、実施体制等）は適切か
②検査等の結果の取扱い（結果の通知・改善状況の確認、結果の総括・公表）は適切か

4 監査の実施期間
平成 27 年 10 月から平成 28 年 1 月まで

5 監査の実施方法
対象とした検査等の所管課に対し事務局職員による調査を行い、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

第 3 監査の結果

1 監査結果の概要
監査の結果、全般的にはおおむね適切に実施されているものと認められたが、一部において改善を要するものが見受けられた。

○法令で義務付けられている検査を実施すべきもの（児童福祉施設の指導監査）

○検査等の実施方法等を検討すべきもの（指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査、旅館業施設の立入検査）

○不備事項の改善について指導を徹底すべきもの（児童福祉施設の指導監査、認可外保育施設の立入調査、老人ホームの指導監査（調査）、家畜伝染病予防法に基づく立入検査、岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査）

○検査等の結果に対する改善状況についての確認方法を検討すべきもの（児童福祉施設の指導監査、認可外保育施設の立入調査、老人ホームの指導監査（調査）、障害福祉施設の指導監査、指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査）

○検査等の結果の総括・分析を検討すべきもの（老人ホームの指導監査（調査））

○検査等の実施状況及び結果について公表を検討すべきもの（児童福祉施設の指導監査、認可外保育施設の立入調査、老人ホームの指導監査（調査）、指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査、家畜伝染病予防法に基づく立入検査、岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査）

2 対象検査等ごとの監査結果

(1) 児童福祉施設の指導監査

児童福祉施設の指導監査は、施設の適正な運営の確保を目的に、児童福祉法第 46 条の規定に基づき実施するもので、同法施行令第 38 条の規定により年 1 回以上の実施が義務付けられている。

① 指導監査の実施状況

平成 26 年度の実施状況を調査したところ、おおむね法令の規定に従い、476 施設について実施されていた。
しかしながら、対象施設のうち、児童遊園（10 施設）については実施されておらず、過去についても、少なくとも書類で確認できた平成 19 年度以降、一度も実施されていなかった。

これについて、所管課の説明によれば、設置者である市町が遊具の点検を定期的に実施していることであつたが、児童遊園は広場、遊具及び便所を設けるとともに、児童の遊びを指導する者を置くことが義務付けられた施設（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例）であることから、その運営状況の指導監査は他の児童福祉施設と同様に必要なものと考えられる。

実施に当たっては、実施主体である子ども家庭課及び現地機関（岐阜地域福祉事務所及び各県事務所）の職員による、1 施設当たり 2 名以上の体制がとられていた。

【監査意見】

児童遊園について、その運営実態を把握した上で、必要な指導監査のあり方を検討されたい。

② 指導監査結果の取扱い

ア 指導監査結果の状況
過去 3 年における指導監査結果の状況を調査したところ、指摘件数は、平成 24 年度 703 件、平成 25 年度 700 件、平成 26 年度 458 件となっており、指摘の主な内容は、苦情解決制度における第三者委員の設置に関するものや消防計画・訓練の実施に関するものであつた。
このうち、19 施設については、平成 25 年度及び平成 26 年度の 2 か年におわり同様の不備事項が指摘されていた。

イ 指導監査結果の取扱状況

指導監査結果については、文書通知（軽微なものは口頭指導）を行うとともに、改善状況の回答を求める手続が執られていた。ただし、指導監査結果に対する回答書を通査したところ、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。
また、指導監査の実施状況及び結果について、その取りまとめを行っているものの、公表はされていなかった。

- 【監査意見】**
- 一部に複数年度にわたり同じ指摘が繰り返されている施設が見受けられたことから、改善に向けた指導を徹底されたい。
 - 指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。
 - 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取り組みの促進の観点から、指導監査の実施状況及び結果の公表に努められたい。

(2) 認可外保育施設の立入調査

認可外保育施設の立入調査は、適正な保育内容及び保育環境の確保を目的に、児童福祉法第59条の規定に基づき、必要に応じて実施するものである。

① 立入調査の実施状況

立入調査は、「岐阜県認可外保育施設指導監督要綱」で原則として年1回以上（事業所内保育施設については2年に1回以上）実施することが規定されている。

平成26年度の実施状況を調査したところ、この規定に従い、81施設について実施されていた。実施に当たっては、実施主体である現地機関（岐阜地域福祉事務所及び各県事務所）の職員による、1施設当たり2名以上の体制がとられていた。

② 立入調査結果の取扱い

ア 立入調査結果の状況

過去3か年における立入調査結果の状況を調査したところ、指摘件数は、平成24年度74件、平成25年度73件、平成26年度54件（いずれも届出対象施設に係る件数）となっており、指摘の主な内容は、消防計画・訓練の実施に関するものや乳幼児の健康診断に関するものであった。このうち、1施設については、3か年にわたり同様の不備事項が指摘されていた。

イ 立入調査結果の取扱い状況

立入調査結果については、文書通知（軽微なものは口頭指導）を行うとともに、改善状況の回答を求める手続が執られていた。ただし、立入調査結果に対する回答書を通査したところ、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。

また、立入調査の実施状況及び結果について、その取りまとめを行っているもの、公表はされていないなかった。

【監査意見】

- 一部に複数年度にわたり同じ指摘が繰り返されている施設が見受けられたことから、改善に向けた指導を徹底されたい。
- 指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。
- 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取り組みの促進の観点から、立入調査の実施状況及び結果の公表に努められたい。

(3) 老人ホームの指導監査（調査）

老人ホームの指導監査（調査）は、施設の適正な運営の確保を目的に、老人福祉法第18条等の規定に基づき、必要に応じて実施するもので、老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の指導監査及び有料老人ホームの指導調査を実施している。

① 指導監査（調査）の実施状況

老人福祉施設の指導監査は「岐阜県老人福祉施設指導監査実施要綱」で原則として年1回、有料老人ホームの指導調査は「岐阜県有料老人ホーム指導調査実施要領」で原則として年1回以上、それぞれ実施することが規定されている。

平成26年度の実施状況を調査したところ、これらの規定に従い、老人福祉施設143施設、有料老人ホーム75施設について実施されていた。

実施に当たっては、実施主体である高齢福祉課及び現地機関（岐阜地域福祉事務所及び各県事務所）の職員による、1施設当たり2名以上の体制がとられていた。

② 指導監査（調査）結果の取扱い

ア 指導監査（調査）結果の状況

平成26年度における指導監査（調査）結果の状況を調査したところ、老人福祉施設については236件の指摘、有料老人ホームについては16施設の指摘（平成26年11月から平成27年6月までの指導調査結果）があった。なお、老人福祉施設についての指摘件数は、所管課において指導監査結果件数の集計が行われていなかったため、事務局職員による集計数値である。指摘の主な内容は、老人福祉施設については身体拘束手続や苦情対応の規定に関するものや感染症対策委員会の開催に関するもの、有料老人ホームについては居室スペースの確保に関するものやプライバシー確保に関するものであった。

また、平成25年度及び平成26年度の各実施主体による指導監査(調査)の報告書を通査したところ、老人福祉施設4施設及び有料老人ホーム2施設について、2か年にわたり同様の不備事項が指摘されていた。

イ 指導監査(調査)結果の取扱状況

指導監査(調査)結果については、文書通知(軽微なものは口頭指導)を行うとともに、改善状況の回答を求める手続が執られている。

ただし、指導監査(調査)結果に対する回答書を通査したところ、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。

また、有料老人ホームについては、厚生労働省において指導調査の実施状況及び結果の取りまとめ及び公表がされているものの、県としての公表はされておらず、老人福祉施設については、前述のとおり、指導監査結果の集計が行われていないことから、公表もされていなかった。

【監査意見】

- 一部に複数年度にわたり同じ指摘が繰り返されている施設が見受けられたことから、改善に向けた指導を徹底されたい。
- 指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。
- 毎年度の指導監査の実施方針を定めるに当たって、監査結果の総括・分析は必要不可欠と考えられるので、適切に実施されたい。
- 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、指導監査(調査)の実施状況及び結果の公表に努められたい。

(4) 障害福祉施設の指導監査

障害福祉施設の指導監査は、施設の適正な運営の確保を目的に、社会福祉法第70条等の規定に基づき、必要に応じて実施するものである。

① 指導監査の実施状況

指導監査は、「障害者支援施設等指導監査指針」で原則として年1回実施することが規定されている。平成26年度の実施状況を調査したところ、この規定に従い、52施設について実施されていた。実施主体である障害福祉課及び現地機関(岐阜地域福祉事務所及び各県事務所)の職員による、1施設当たり2名以上の体制がとられていた。

② 指導監査結果の取扱い

指導監査結果の状況
過去3か年における指導監査結果の状況を調査したところ、指摘件数は、平成24年度69件、平成25年度108件、平成26年度76件となっており、指摘の主な内容は、支援計画の作成に関するものや運営規程に関するものであった。

イ 指導監査結果の取扱状況

指導監査結果については、文書通知(軽微なものは口頭指導)を行うとともに、改善状況の回答を求める手続が執られていた。ただし、指導監査結果に対する回答書を通査したところ、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。

指導監査の実施状況及び結果については、公表が行われていた。

【監査意見】

指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。

(5) 指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査

指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査は、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を目的に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条等の規定に基づき、必要に応じて実施するものである。

なお、「指導」とは、「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」(以下「指導指針」という。)に基づく集団指導及び実地指導をいい、「監査」とは、不正等が疑われる場合や実地指導中に著しい運営基準違反が確認された場合に「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に基づいて実施する監査をいう。

① 指導・監査の実施状況

- ア 指定障害福祉サービス事業者
- イ 集団指導

指導指針では、すべての指定障害福祉サービス事業者を一定の場所に集めて実施することとされている。

平成26年度の実施状況を調査したところ、対象となる339事業者に対して、参加したのは246事業者にとどまっていた。

(イ) 実地指導

指導指針では、おおむね3年に1回実施することとされている。平成26年度の実施状況を調査したところ、この規定に従い、

387事業所について実施されていた。
実施に当たっては、実施主体である障害福祉課及び現地機関（岐阜地域福祉事務所、各県事務所及び保健所）の職員による、1事業所当たり2名以上の体制がとられていた。

- (ウ) 監査
平成26年度の実施状況を調査したところ、サービスマン費用の請求に不正等が疑われるとして、5事業所について実施されていた。

イ 指定自立支援医療機関

(7) 集団指導

指導指針では、書面による指導に代えることができることとされており、対象機関に自己点検表を送付して、点検結果を記入させ、返送させる方法で実施されている。
平成26年度の実施状況を調査したところ、対象となる826機関に対して自己点検表を送付したものの、返送があったのは793機関にとどまっております。33機関については未提出のままとなっております。

- (イ) 実地指導
なお、指定自立支援医療機関については、平成25年度に他県において、また、平成26年4月に本県において、会計検査院の会計実地検査が行われ、特定疾病に係る更生医療費の不適正な請求が指摘されている。これを受け、更生医療費取扱機関に対しては、自己点検表の送付に併せ、留意事項をまとめた通知が发出されていた。ただし、自己点検表では、自立支援医療費の診療報酬の請求について「適正に行われているか」との項目があるのみで、具体的に自己点検ができるような内容にするなどの見直しは行われていなかった。

- (イ) 実地指導
指導指針では、必要に応じて実施することとされている。これまでの実施状況を調査したところ、平成24年度に1機関、平成25年度に2機関、平成27年度に4機関について実施されていた。
実施に当たっては、実施主体である障害福祉課及び子ども家庭課の各1名の職員による、1機関当たり2名の体制がとられていた。

- (ウ) 監査
これまで、監査が必要な事案がなかったことから実施実績はなかった。

【監査意見】

指定障害福祉サービス事業者を対象とした集団指導については、極力、すべての事業者が参加できるように、開催方法のあり方について検討されたい。

指定自立支援医療機関に係る自己点検表については、極力、すべての機関からの徴取に努めるとともに、具体的かつ的確に自己点検ができるよう、点検項目の見直しを検討されたい。

② 指導・監査結果の取扱い
ア 指定障害福祉サービス事業所

(7) 実地指導に係る結果の取扱い

平成26年度における実地指導結果の状況を調査したところ、指摘件数は816件となっており、指摘の主な内容は、サービスマン計画の作成に関するものや利用者に対する重要事項説明書の記載に関するものであった。
指導結果については、文書通知（軽微なものは口頭指導）を行うとともに、改善状況の回答を求める手続が執られていた。

ただし、指導結果に対する回答書を通査したところ、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。

- (イ) 監査に係る結果の取扱い
指導の実施状況及び結果については、公表が行われていた。

- (イ) 監査に係る結果の取扱い
平成26年度における監査結果の状況を調査したところ、実施した5事業所のうち、1事業所については、重大な法令違反が認められたことから指定取消処分が行われ、他の4事業所については、サービスマン費用の請求誤りが認められていた。この4事業所に対する監査の結果については、文書通知を行い、後日、改善状況の確認が行われていた。

なお、監査の実施状況については公表されていたものの、結果については公表されていなかった。

イ 指定自立支援医療機関

(7) 実地指導に係る結果の取扱い

実地指導が実施された平成24年度、平成25年度及び平成27年度における指導結果の状況を調査したところ、指摘事項はなかった。

なお、指導の実施状況及び結果については、公表されていなかった。

【監査意見】

指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。

県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、指導・監査の実施状況及び結果の公表に努められたい。

(6) 旅館業施設の立入検査

旅館業施設の立入検査は、旅館業の業務の適正な運営を確保することを目的に、旅館業法第7条の規定に基づき、必要に応じて実施するものである。

① 立入検査の実施状況

立入検査は、「旅館営業等許可事務取扱要領」に基づき実施しているが、同要領には実施頻度に関する規定はない。平成26年度の実施状況を調査したところ、269施設について、原則として無通告により実施されていた。

また、対象施設のうち簡易宿所については、平成27年5月の川崎市での火災を受けた立入検査が実施されており、平成27年度上半期では、簡易宿所334施設を含む416施設について実施された。

実施に当たっては、実施主体である保健所・センターの職員で環境衛生監視員に任命されている職員のうち、常時立入検査を担当する職員11名(平成28年1月現在)による、1施設当たり1名の体制がとられていた。

なお、昨今の「民泊」と言われる個人所有の空き家・空き部屋を利用した営業に対する立入検査の状況を調査したところ、仲介事業者のウエブサイト情報をもとに定期的に営業許可状況を確認し、無許可営業に対して立入検査による指導が行われていた。このほか、無許可営業に関する情報収集のため、県のホームページで情報提供を呼びかけるとともに、警察本部生活環境課に対し情報提供を依頼する文書が提出されていた。

【監査意見】

「民泊」の実態把握については、仲介事業者のウエブサイト情報による確認や県のホームページ等による情報提供依頼だけでは限界があることから、県事務所、市町村と連携するなどの方策を検討されたい。

② 立入検査結果の取扱い

ア 立入検査結果の状況

平成27年度上半期を含む過去4か年における立入検査結果の状況を調査したところ、指摘件数は、平成24年度28件、平成25年度10件、平成26年度10件、平成27年度(上半期)71件となっており、指摘の主な内容は、浴槽水の水質基準に関するものや宿泊者名簿に関するものであった。

なお、このうち、簡易宿所の指摘件数は、平成27年度(上半期)が69件であったのに対して、平成26年度以前は指摘が1件もない状況であった。指摘の主な内容は、宿泊者名簿の不備といった単純なものであることから、今後とも適切な検査の実施が望まれる。

イ 立入検査結果の取扱状況

立入検査結果については、文書通知(軽微なものは口頭指導)を行うとともに、浴槽水の水質検査結果書の写しを提出させるなどにより、改善状況の確認が行われていた。また、簡易宿所の宿泊者名簿の不備については、名簿の様式例を示して、名簿の作成及び記載等の徹底について通知が行われており、平成28年度の実入検査において、その状況を確認することとされていた。立入検査の実施状況及び結果については、衛生年報により公表が行われていた。

(7) 食品営業施設の監視指導

食品営業施設の監視指導は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的に、食品衛生法(以下この項において「法」という。)第30条第2項の規定により実施が義務付けられているものであり、併せて、法第28条の規定に基づき立入検査、収去検査(食品等の抜き取り検査)や岐阜県食品衛生条例第11条の規定に基づき立入検査を実施するものである。

① 監視指導の実施状況

監視指導は、法第24条の規定により「食品衛生監視指導計画」を策定し実施することとされている。

平成26年度の実施状況を調査したところ、この計画に従い、営業許可施設に対して22,118回、営業許可施設以外の食品取扱施設に対して5,267回実施されていた。

なお、対象施設数は、営業許可施設が36,542施設、営業許可施設以外の食品取扱施設が11,619施設あり(平成26年3月現在)、取扱食品の種類や営業の特性、規模に応じて実施頻度を計画するなど、監視指導の重点化、効率化が図られていた。

実施に当たっては、実施主体である保健所・センターの職員で食品衛生監視員に任命されている職員のうち、常時食品営業施設の監視指導を担当する職員34名(平成28年1月現在)による、1施設当たり1~2名の体制がとられていた。

なお、1月に判明した、廃棄処理委託された食品の不正流通事案について、問題の取引を行った事業者に対しては、当該事業者が「めん類製造業」の許可事業者で、めん類製造業の実態がないことから、監視指導を実施していかなかったものであるが、事案の判明を受けて、立入検査が実施されていた。

また、本事業を契機として、平成28年度から、各保健所・センターに専従の食品衛生監視員(計12名)を新設するとともに、常時食品営業施設の監視指導を担当する食品衛生監視員に廃棄物処理施設への立入権限を付与することで監視強化を図ることとされた(所要経費が予算案に計上された。)

② 監視指導結果の取扱い

ア 監視指導結果の状況
平成26年度における監視指導結果の状況を調査したところ、食中毒の発生事案に対する営業停止処分などの行政処分が行われたものが18件あったほか、文書指導13件、始末書等徴取23件となっていた。文書指導等の主な内容は、異物の混入に関するものであった。

イ 監視指導結果の取扱状況

監視指導結果については、次回の監視指導で改善状況の確認が行われていた。
また、監視指導の実施状況及び結果については、法第24条の規定により「食品衛生監視指導計画実施結果」として公表が行われていた。

(8) 米トレーサビリティ法に基づく立入検査

米トレーサビリティ法に基づく立入検査は、食品としての安全性を欠く米穀等の流通の防止や、米穀等の産地情報の促進などを目的に、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条及び同法施行令第7条の規定に基づき、必要に応じて実施するものである。

① 立入検査の実施状況

立入検査は、「岐阜県米トレーサビリティ法一般検査実施要領」に基づき実施しているが、同要領には実施頻度に関する規定はない。平成26年度の実施状況を調査したところ、963店舗等に対して延べ1,005回、原則として無通告により実施されていた。なお、対象が、生産者、加工・製造業者、食品小売店、外食店など幅広いことから、主に米穀の出荷・販売業者や飲食店、菓子製造業者約8,000店舗等の中から選定し実施されていた。
実施に当たっては、実施主体である保健所・センターの職員による、1事業者当たり2名以上の体制がとられていた。

② 立入検査結果の取扱い

ア 立入検査結果の状況
過去3か年における立入検査結果の状況を調査したところ、指摘件数は、平成24年度122件、平成25年度153件、平成26年度193件となっており、指摘の主な内容は、産地の表示がないものであった。

イ 立入検査結果の取扱状況

立入検査結果については、文書通知（軽微なものは口頭指導）

を行うとともに、再検査を実施して改善状況の確認が行われていた。
立入検査の実施状況及び結果については、「食品表示適正強化月間」として他の法令による監視と合同実施した7月及び12月の状況が公表されていた。

(9) 家畜伝染病予防法に基づく立入検査

家畜伝染病予防法に基づく立入検査は、家畜の伝染性疾病の予防を目的に、家畜伝染病予防法（以下この項において「法」という。）第51条の規定に基づき、必要に応じて実施するものである。

① 立入検査の実施状況

立入検査については、毎年度、農林水産省から、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの疾病ごとに検査対象とすべき農場について通知が発出されている。
平成26年度の実施状況を調査したところ、県内1,315農場のうち、この通知に基づき973農場について実施されていた。防疫員に任命されている職員のうち、家畜保健衛生所に所属し、常時立入検査を担当する職員34名（平成28年1月現在）による、1農場当たり2名以上の体制がとられていた。

② 立入検査結果の取扱い

ア 立入検査結果の状況
過去3か年における立入検査結果の状況を調査したところ、指摘農場数は、平成24年度492農場、平成25年度450農場、平成26年度446農場となっており、指摘の主な内容は、入場車両や立入者の消毒に関するものであった。
このうち、農場数が最も多い肉用牛農場について、全体の1割に当たる54農場を抽出し、これらに対する平成25年度及び平成26年度の実入検査状況を調査したところ、24農場について、2か年にわたり同様の不備事項が指摘されていた。

イ 立入検査結果の取扱状況

立入検査結果については、検査結果を記した「衛生管理チェック表」を農場に手交するとともに、軽微な事項については再検査を実施して改善状況の確認が行われていた。
立入検査の実施状況及び結果については、農林水産省において一定程度の公表が行われていたものの、果としての公表は行われていなかった。

【監査意見】

改善が必要な農場に対しては、口頭ではなく文書で通知するな

と指導を強化するとともに、度重なる指導に従わず、違反状態の改善が見込まない場合には、法に基づく勧告、命令も視野に入れた対応を検討されたい。

- ・ 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取り組みの促進の観点から、立入検査の実施状況及び結果の公表に努められたい。

(10) 岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査

岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査は、青少年の健全な育成を図ることを目的に、岐阜県青少年健全育成条例（以下この項において「条例」という。）第45条の規定に基づき、必要に応じて実施するものである。

① 立入調査の実施状況

立入調査は、「立入調査要領」に基づき実施しているが、同要領には実施頻度に関する規定はない。

平成26年度の実施状況を調査したところ、実施回数は、図書類等販売店（書店、コンビニエンスストア等）5,799回、深夜入場制限施設（カラオケボックス、インターネットカフェ、個室ビデオ等）530回などとなっていた。なお、立入調査は、原則として無通告により実施されていた。

このうち、最も施設数の多い図書類等販売店についてみると、対象施設数が1,128施設あることから（平成27年9月現在）、平均すると1施設当たり5回実施されることになる。

なお、その他の施設（刃物等販売店等）については、実施状況の取りまとめがされておらず、実施回数不明であった。

実施に当たっては、私学振興・青少年課職員、各県事務所職員、小学校・中学校・高等学校の教員、警察官、市町村職員など400名を超える職員が立入調査員に指定され、この調査員による、1施設当たり2名以上の体制がとられていた。

② 立入調査結果の取扱い

ア 立入調査結果の状況

過去3か年における立入調査結果の状況を調査したところ、図書類等販売店の指摘件数は、平成24年度597件、平成25年度708件、平成26年度802件となっており、指摘の主な内容は、有害指定図書類の陳列に関するものであった。

このうち、2施設については、平成25年度から平成27年度（8月時点）までの間において、有害指定図書類が他の図書類と区分されていないとの指摘が10回以上繰り返されていた（施設Aは16回、施設Bは13回）。

また、深夜入場制限施設の指摘件数は、平成24年度17件、平成25年度21件、平成26年度25件となっており、その内容は、年齢確認に関するもの及び深夜入場禁止の表示に関するもので

あった。

イ 立入調査結果の取扱状況

立入調査結果については、口頭で改善を要請するとともに、次回の立入調査で改善状況の確認が行われていた。

立入調査の実施状況及び結果については、その取りまとめを行っているものの、公表はされていないかった。

【監査意見】

- ・ 度重なる指導に従わず、違反状態の改善が見込まない事業者に対しては、条例に基づく勧告、命令も視野に入れた対応を検討されたい。
- ・ 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取り組みの促進の観点から、立入調査の実施状況及び結果の公表に努められたい。

3 総括意見

県民生活を取り巻く環境は、昨今の社会経済情勢により変化してきており、検査等の対象とするリスクも一層複雑化、多様化してきている。こうした中で、県民生活の安全・安心を確保するためには、事業者等の適正な運営が図られるよう、適時適切にチェック機能を果たす検査等の実施が求められるところである。

そのためには、限られた人員、財源の中で、いかにして効果的・効率的な検査等を実施すべきかという観点から、リスク把握のための情報収集を的確に行い、当該リスクに着目した検査等を実施するべく、必要な人員の確保や、より実効性のある検査手法など、実施体制及び実施方法について、常に点検、改善を行っていく必要がある。

また、検査等の結果が有効に活かされるよう、指摘事項に対する改善状況を確認することはもちろんのこと、検査等の実施に当たって、その実施状況及び結果を公表するなど、すべての事業者等における適正な運営を促進する取組みも重要である。

なお、今回対象としなかった検査等においても、監査結果を参考に、実施状況の点検を行い、必要に応じて改善に取り組みられたい。

平成二十八年二月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社